

特記仕様書

第1条

- 1 本特記仕様書は、県道広島海田線道路改良工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」(令和7年8月)に基づき実施しなければならない。

第2条

本工事は、契約後VE対象工事である。詳細は、「土木工事共通仕様書 1-1-3-7 契約後 VE 工事」による。

第3条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

1 品質証明について

本工事は、品質証明の対象工事である。

2 中間検査について

- (1) 本工事は、中間検査の対象工事とする。
- (2) 検査日は、別途監督職員より連絡する。
- (3) 検査は、完成検査及び既済部分検査時に、工事場所で確認が難しいものを対象に実施する。
詳細については、監督職員より通知するものとする。

3 工期について

工期は、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。）を含み、契約締結の日から令和9年9月30日とし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。なお、以下に示す内容は、発注者が工期設定するための内容を示したものであり、工事の履行にあたっての実施工程については受注者の責任において定めるものとする。

項目	日数	備考
準備期間	40日	最低準備期間
後片付け期間	20日	最低後片付け期間

4 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

5 工事報告書（工事誌）について

受注者は、工事完了時に工事記録等をとりまとめて、工事報告書（工事誌）を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、様式については、監督職員から別途通知するものとする。

6 レディーミクストコンクリートの配合について

レディーミクストコンクリートの配合については下表のとおりとする。

設計基準 強度 (N/mm ²)	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	単位 セメント量 (kg 以上)	水セメント 比 (%以下)	空気量 (%)	セメントの 種類	摘要
18	40	8	—	60	4.5±1.5	高炉B	現場打ち集水樹
18	40	8	—	60	4.5±1.5	高炉B	小型構造物
18	20 (25)	8	—	60	4.5±1.5	高炉B	張コンクリート
24	20 (25)	12	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物
18	40	8	—	60	4.5±1.5	高炉B	均しコンクリート

7 コンクリート構造物における型枠間固定部材（Pコン等）の穴埋め補修について

穴埋めを行う材料及び施工方法について事前に監督職員と協議し、施工計画書に記載すること。また、その履行について監督職員に確認を受けること。履行確認の方法、頻度についても事前に監督職員と協議すること。

8 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第54条第3項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書1-1-1-5(コリンズへの登録)により、工事実績情報システム(コリンズ)へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

9 遠隔地からの労働者確保について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更を行う。

營繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

ア 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合：12.82%

イ 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）：1.59%

(3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書（様式2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について

実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

10 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあっては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区的指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあっては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第X編 参考資料 第2章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4) リース器材の運搬 で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

11 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。

ア 補正方法

- (ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正值を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正值を合計し、2%を上限とする。
 - (イ) 真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期
 - (ウ) 補正值(%)=真夏日率×1.2
- イ 補正值の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があつた場合は、補正を行う工事から対象外とすることができます。

(8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

12 週休2日適用工事等について

本工事は月単位の週休2日適用工事（発注者指定方式）であり、「広島高速道路公社週休2日適用工事等実施要領（令和7年7月）」に基づき実施するものとする。

13 ICT活用工事等について

本工事は受注者希望型のICT活用工事（舗装工）であり、「広島高速道路公社ICT活用工事（舗装工、舗装修繕工）実施要領（令和4年3月30日）」に基づき実施するものとする。

14 法定外の労災保険の付保について

- (1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第55条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを使やかに監督職員に提示しなければならない。
- (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

15 架空線の防護管に要する費用の取扱いについて

工事区域上空の架空線の防護管に要する必要については、現在、見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護線施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

なお、広島高速道路公社の占用物件となっているNTTケーブルの防護管取付に係る費用はNTT負担とし、受注者が支払うことは要しない。

16 主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人に関し、別添「主任技術者等の兼務制限の緩和について」に定める要件に該当する場合は、他の工事との兼務を認めることとする。

なお、本件工事の落札者において当該緩和措置を受けようとする場合は、様式第1号を提出し、当公社より承認を得るものとする。

※様式等については、「広島高速道路公社ホームページ」に掲載している。

<https://www.h-exp.or.jp/technology/shiryou/>

17 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督職員と協議して決定するものとする。

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費目	費用	内容	計画計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舎等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舎等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
小計			
現場管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
	小計		
合計			

※費用は、全て税抜価格とする。

様式 2

実績変更対象費に関する実績報告書

費目	費用	内容	計画計上額	実績計上額	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費 労働者宿舎等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舎等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
小計					
現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当			
		小計			
合計					

※費用は、全て税抜価格とする。

主任技術者等の兼務制限の緩和について

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限	請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限
8,000万円	兼務不可 <p>《緩和》 3件以内</p> <p>○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p> <p>※監理技術者の場合は兼務不可</p>	8,000万円	兼務不可 <p>《緩和》 3件以内</p> <p>○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p>
	兼務不可 <p>《緩和》 3件以内</p> <p>○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p> <p>※監理技術者の場合は兼務不可</p>		兼務不可 <p>《緩和》 3件以内</p> <p>○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p>
	兼務不可 <p>《緩和》 5件以内</p> <p>○同一市町内（※2）の工事（※3）に限る</p>		兼務不可 <p>《緩和》 5件以内</p> <p>○同一市町内（※2）の工事（※3）に限る</p>
500万円 (1,500万円)	兼務制限なし		

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※4 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等
に係る事務処理に関する特記仕様書

- 1 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第28条第1項及び第2項の規定に基づく工事の施行に伴い第三者に対して損害等を及ぼした場合並びに第三者に対する損害等の発生が予想される場合の事務処理については、以下に定めるところによるものとする。
 - (1) 受注者は、工事の施行に伴い損害等の発生が予想される区域について検討し、監督職員と協議すること。また、監督職員の指示があった場合は、工事の着手に先立ち建物等（建物その他工作物）その他必要事項の実態を調査（以下「事前調査」という。）するものとする。
 - (2) 前号の事前調査は、公共事業に係る工事の施工に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等に係る調査等共通仕様書（以下「調査等共通仕様書」という。）及び公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等に係る調査要領（以下「調査要領」という。）に基づく方法により行うものとし、その結果について事前調査報告書等を作成して監督職員に提出するものとする。なお、作成方法については監督職員の承諾を得るものとする。
 - (3) 事前調査の範囲は、掘削等の工法又は土留工法及び土質等により影響部を検討し、監督職員と協議するものとする。
 - (4) 事前調査は、当該調査等に関する資格又は経験を有する者に行わせるものとし、調査の担当者については、監督職員の承認を受けるものとする。なお、調査の担当者は調査共通仕様書の管理技術者と同等の資格を有する者とする。
 - (5) 受注者は、起業地の周辺地域の建物等の所有者又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に基づき建物等を使用する者（以下「使用者」という。）から地盤変動等による建物等の損害等（以下単に「地盤変動等による損害等」という。）の発生の申し出があったときは、直ちに当該損害等の調査、確認等を行うとともに損害等発生報告書を監督職員に提出するものとする。
 - (6) 受注者は、前号の地盤変動等による損害等の発生の申し出があった場合には、損害等と工事との因果関係調査及び事前調査事項に対応する調査要領に基づく調査（以下「事後調査」という。）を行い、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第28条第1項ただし書きの公社の責に帰すべき事由及び同条第2項の不可避の理由によるものと考えられる場合においては、これを立証する資料を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、事後調査及び上記資料作成に要する費用は受注者負担とする。
 - (7) 事後調査は、当該調査等に関する資格又は経験を有する者に行わせるものとし、調査の担当者については、監督職員の承認を受けるものとする。なお、調査の担当者は調査共通仕様書の管理技術者と同等の資格を有する者とする。
 - (8) 監督職員は、受注者から第6号による資料が提出された場合には、その資料について公社内での査定を受け、その結果を受注者に通知するものとする。
 - (9) 受注者は、損害等の増大防止等のために必要があると認めるときは、応急措置を講ずるとともに遅滞なく応急措置報告書を監督職員に提出するものとする。
 - (10) 損害等の発生の原因が、受注者以外の者が施工する工事と複合していると認められる場合は、監督職員の指示に基づき、他の工事の施工者と対応についての協議を進めるものとする。
- 2 この特記仕様書に記載のない事項並びに実務における運用については、必要に応じて本公社と受注者において協議するものとする。